

## 県内金融機関との連携による「手形・小切手機能の全面的な電子化」に 向けた取組みについて

浜松いわた信用金庫（以下「当金庫」）は、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでいる「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けて、静岡県内の金融機関と連携し、一層の推進を行うこととしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 連携の目的

- ・2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」において「5年後の約束手形の利用廃止」・「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会が策定した自主行動計画に示された「2026年度末までに電子手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」との目標に向け取り組んでいます。
- ・これにともない、県内金融機関が連携し、お客様の決済手段の電子化に向けた一層の支援を進めてまいります。

#### 2. 連携金融機関（金融機関コード順）

静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、静岡中央銀行、名古屋銀行、  
しづおか焼津信用金庫、静清信用金庫、浜松いわた信用金庫、沼津信用金庫、三島信用金庫、  
富士宮信用金庫、島田掛川信用金庫、富士信用金庫、遠州信用金庫、  
静岡県労働金庫、静岡県信用農業協同組合連合会、東日本信用漁業協同組合連合会

#### 3. 連携内容

- ・電子化にかかる共同リーフレットの調整、お客様への周知活動
- ・電子的手段（インターネットバンキング、でんさい等）の推進、導入支援

なお、従前よりご案内のとおり、当金庫では2026年3月31日をもちまして、小切手帳、手形帳の申込受付終了となりますので、ご留意のほどお願いいたします。

以上

至急

2027年3月末まで

# 手形・小切手 全面電子化

政府は、2026年までの約束手形の利用廃止・  
小切手の全面的な電子化の方針を示しています。

電子化に向けた対応が遅れると、  
事業活動に支障が生じる恐れがあります

取引先と  
決済できない

政府方針を受け、紙の手形  
・小切手をやめる企業数が  
年々急増しており、各事業  
者においても「紙による取  
引方法の見直し」を迫られ  
ることになります。

手形・小切手帳を  
入手できない

手形・小切手帳の製造メー  
カーでは事業撤退の意向を  
示しているほか、多くの金  
融機関では手形・小切手帳  
の発行終了を予定してお  
ります。

手形の代金取立を  
依頼できない

2027年4月以降を期日とす  
る手形・小切手について、期  
日管理を行う代金取立の受付  
を停止する動きがみられます。



 静岡銀行  
SHIZUOKA FINANCIAL GROUP

 静岡中央銀行

 浜松いわた信用金庫

 スルガ銀行

 地域の未来によりそう  
しづおか焼津信用金庫

 沼津信用金庫

 清水銀行

 せいしん  
静清信用金庫

 三島信用金庫

 富士宮信用金庫

 富士信用金庫

 遠州信用金庫

 島田掛川信用金庫

急増中

代替手段へのシフトは始まっています

# 電子的決済サービスの利用

## 電子的決済サービスとは？

紙の手形・小切手の代替手段となる、インターネットを利用した決済サービスです。主な電子的決済サービスとして、インターネットバンキングによる振込や、電子記録債権「でんさい」があります。

でんさいの発生記録  
請求件数は、  
直近4年で2.1倍に  
利用増！



いま着手すれば、  
2026年までに十分間に合います！

✓ 電子化にはこのようなメリットがあります

### ①事務負担軽減

押印や取立手続、発送等の事務作業が不要！

### ②コスト削減

郵送代、印紙代等のコストを削減！

### ③リスク軽減

現物がなくなるため、紛失や盗難の心配なし！

check

でんさいネット「でんさいコスト診断」では、でんさいの利用によって削減できるコストを算出できます。



電子的決済サービスの導入には、以下のような準備が必要です  
詳しくは、お取引金融機関にご相談ください

#### ・取引先への導入案内

電子的決済サービスの取扱を開始した旨を取引先に伝え、準備してもらう必要があります。

#### ・社内の環境整備

まずは、電子的決済サービスへの切り替えまでの計画を立てましょう。また、会計システムおよび事務フローの整備が必要です。

check

でんさいネット「お取引先利用状況検索サービス」では、既にでんさいに対応している企業を調べることができます。



# 紙の手形・小切手 利用廃止へ



**2027年3月末までに  
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。**

政府方針（\*）をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

（\*）「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画  
2023改訂版（内閣官房）」より）

 **静岡銀行**  
SHIZUOKA FINANCIAL GROUP

 **静岡中央銀行**

 **浜松いわた信用金庫**

 **富士宮信用金庫**

 **富士信用金庫**

 **スルガ銀行**

 **地域の未来によりそう  
しづおか焼津信用金庫**

 **沼津信用金庫**

 **清水銀行**

 **せいしん  
静清信用金庫**

 **三島信用金庫**

 **遠州信用金庫**

 **島田掛川信用金庫**

**Q**

# 2027年3月末までに 電子化しないとどうなるの？

**?****A**

事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒しで手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています(手形帳・小切手帳の発行終了や2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了等)。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。

**Q**

# 電子的決済サービスには 何があるの？

**?****A**

でんさい等の電子記録債権や  
インターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負荷軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

## 電子化の メリット

### 1 コスト削減



- × 郵送料
- × 印紙代
- × 取立手数料

### 2 事務負荷軽減



- × 現物管理
- × 手書き・ゴム印
- × 印紙・押印・発送

### 3 リスク低減



- 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

**Q**

# 電子的決済サービスの導入は 難しくないの？

**?****A**

かんたん3ステップで導入できます。

## STEP 1

### 金融機関へ ご相談/申込



事業者さまの電子化支援や  
資金繰り支援等のサポートを行っている金融機関もあり

## STEP 2

### 取引先へ ご案内



でんさい等の電子記録債権・  
インターネットバンキングによる  
振込等への切替えを案内

## STEP 3

### 社内の 導入準備



事務手続きや管理手順の見直し  
を行い初期設定

全国銀行協会のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報等を掲載中！

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！

